

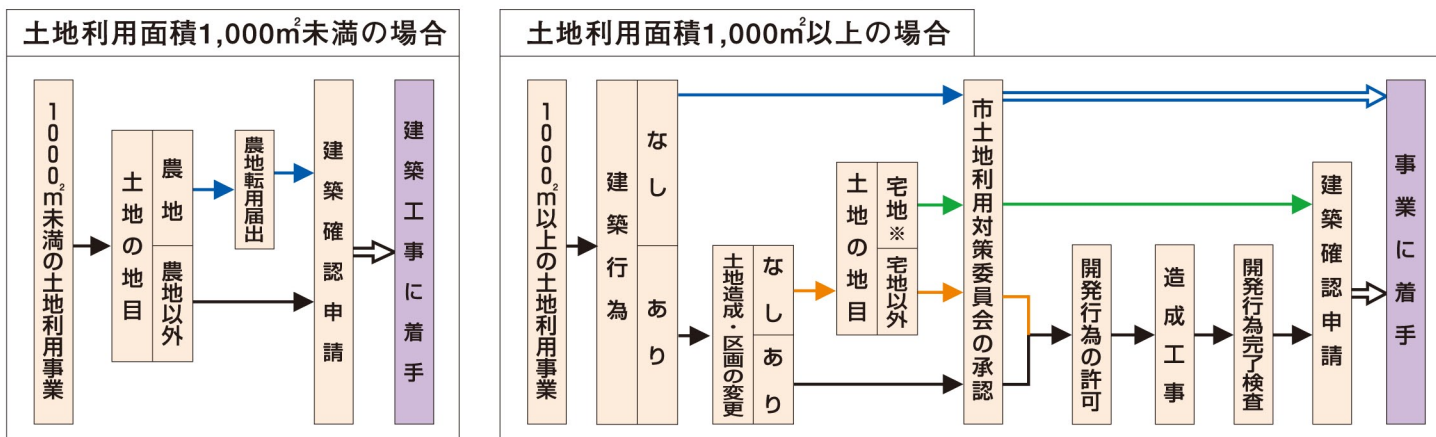
建築・土地利用・土地取引の基準と方法



都市計画区域内においては、住みよい街づくりのため都市計画法による規制、誘導が行われています。市内で建築や宅地造成などの土地利用、売買や交換等の土地取引をする場合は、下図のような手続きが必要となりますので、事前に市役所担当窓口へご相談ください。

◆市街化区域内の土地利用事業(建築や土地造成)

▶市街化区域は市街化を積極的に進める地域です。主に次のような手続きをとってください。

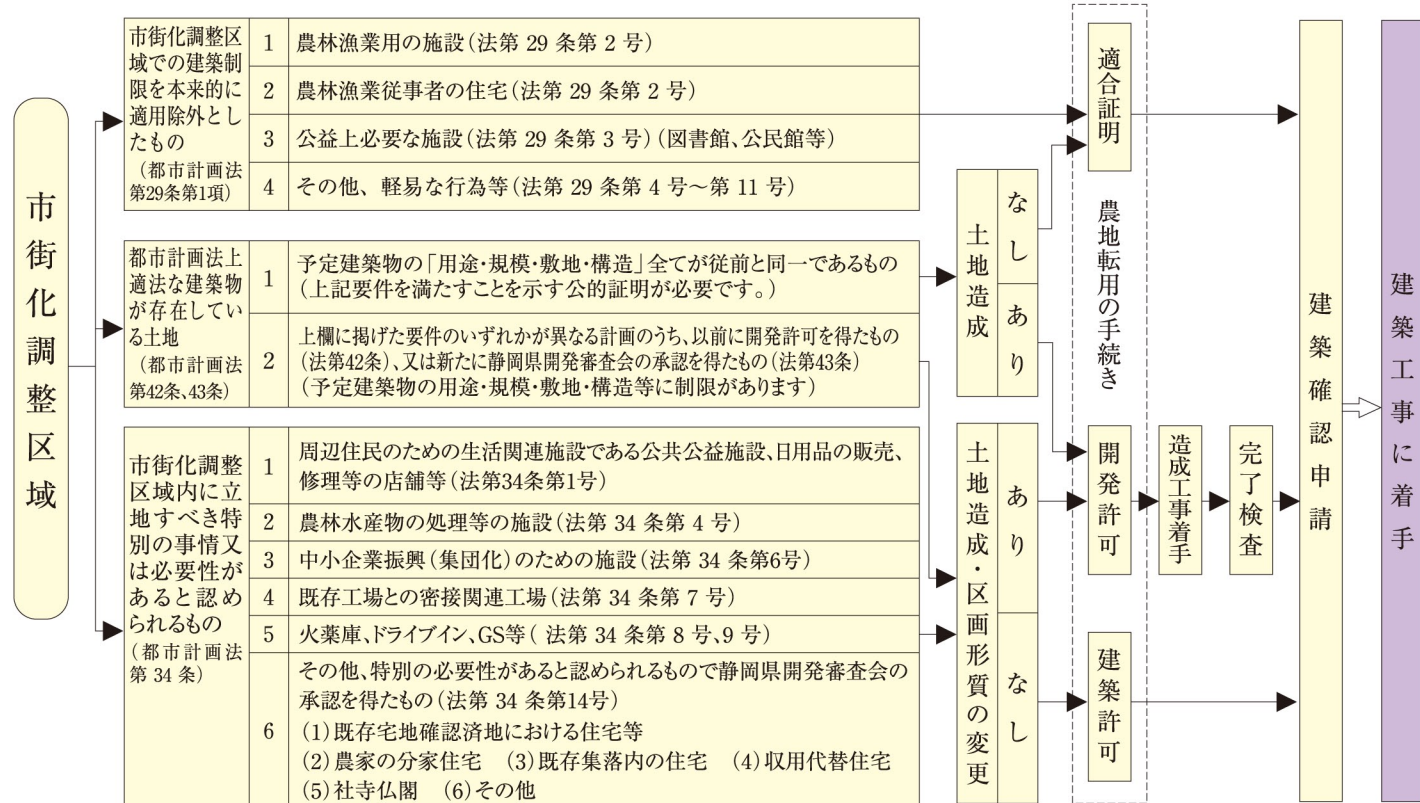


※単に登記簿上の地目をいうのではなく、都市計画法上、適法に宅地化されたものに限る。

◆市街化調整区域内の土地利用事業

▶市街化調整区域は市街化を抑制する地域です。このため新たな土地利用事業は原則として制限されます。ただし、下記のような土地利用事業を実施するときは認められる場合があります。

(※1,000㎡以上の時は、市街化区域と同様に、市の土地利用対策委員会の承認を得てください。)



※なお、市街化調整区域の土地が農業振興地域にある場合は、事前に農振法 (農業振興地域の整備に関する法律) に基づく手続きが必要となります。

●その他の土地利用事業

| | |
|----------|-----------------|
| 第一種特定工作物 | コンクリートプラント等 |
| 第二種特定工作物 | 1ha以上のレジャー施設や墓園 |